

北海道産業人材育成連携会議設置要綱（案）

（目 的）

第1条 民間主導の自立型経済への転換を図るとともに、厚みと広がりのある産業構造の構築を図るためには、その基盤となる産業人材を育成することが重要であることから、国や道、経済界、産業支援機関、教育機関などが連携して、北海道産業人材育成連携会議（以下、「連携会議」という。）を設置し、産業人材育成の総合的な支援体制づくりを目指す「ものづくり産業人材育成ネットワーク」の構築を図る。

（業 務）

第2条 連携会議は、次の事項に係る業務を行う。

- （1）産業人材育成に係る連絡調整、情報交換に関すること
- （2）産業人材育成に係る連携した取組の検討、実施に関すること
- （3）その他連携会議の目的達成のために必要な事項に関すること

（構 成）

第3条 連携会議は、別表に掲げる関係機関及び団体等（以下、「構成機関」という。）をもって構成する。

- 2 連携した取組の検討、実施等のため、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

（運 営）

第4条 連携会議の運営は北海道が行う。

- 2 連携会議に座長を置くこととし、北海道経済部労働局長を充てる。
- 3 連携会議には、構成機関の職員のほか、必要に応じてオブザーバーの出席を依頼することができる。

（庶 務）

第5条 連携会議の庶務は、北海道経済部労働局人材育成課が行う。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営等に必要な事項は、北海道が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月16日から施行する。

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

(別 表)

- 経済団体・支援機関等
 - 北海道経済連合会
 - 北海道経営者協会
 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道支部
 - 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道職業訓練支援センター
 - 公益財団法人北海道中小企業総合支援センター
 - 北海道職業能力開発協会
 - 社団法人北海道機械工業会
 - 北海道電気・電子工業倶楽部
 - キャリアバンク株式会社
 - 地方独立行政法人北海道立総合研究機構
 - 株式会社日本政策投資銀行北海道支店
 - 北海道商工会連合会
 - 社団法人北海道食品産業協議会
 - 社団法人北海道観光振興機構
 - 社会福祉法人北海道社会福祉協議会

- 教育機関
 - 国立大学法人北海道大学
 - 北海道工業大学
 - 国立大学法人室蘭工業大学
 - 独立行政法人国立高等専門学校機構苫小牧工業高等専門学校

- 行政機関
 - 北海道経済産業局
 - 北海道労働局
 - 北海道
 - 北海道教育委員会